

法人春日部

第 135 号

(平成20年7月号)



社団法人 春日部法人会 **19年10月 移転しました**
〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-28 春日部市商工振興センター3階
TEL 048 (761) 3551 FAX 048 (752) 8244
<http://www.l7.ocn.ne.jp/~kasuhou/> 「春日部法人会」で検索



みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

栗橋

栗橋町コミュニティセンター
栗橋町地域子育て支援センター「くぶる」

南栗橋地区にコミュニティセンターと地域子育て支援センターの2つの機能を併せ持つ複合施設として、平成18年9月にオープンしました。

愛称「くぶる」の「く」は栗橋、「ぶる」は複合施設の意味のcomplexの「pl(ぶる)」をとったもので、公募により名付けられました。

コミュニティセンターは、アトリウム、ホール、多目的室、和室、調理室、からなり、多機能的な施設になっています。また、子育て支援センターでは、子育て支援室の開放を行うなど、地域全体で子育て家庭をサポートしています。また、喫茶コーナー「サルビア」は町内の障害者団体有志が運営しています。

お問合せ：栗橋町大字中里1048-1
TEL.0480-55-1122/FAX.0480-55-1123



税 務 署 だ よ り

平成20年度の税制改正について

平成20年4月30日に、平成20年度税制改正に関する法律が公布・施行されました。

この中でも減価償却制度の改正では、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

税制改正の詳細は、国税庁ホームページ《<http://www.nta.go.jp/>》をご覧ください。

耐用年数別表の改正内容

| 改正前耐用年数別表 | 改正内容 | |
|-----------------------------------|--|--|
| 【別表第一】 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 | 構築物 | ・「農業用のもの」が追加されました。 ・「金属造のもの（前掲のものを除く。）」に『露天式立体駐車設備』（15年）が追加されました。 |
| | 器具及び備品 | ・「11前掲のもの以外のもの」に次のものが追加されました。 ・『きのこ栽培用ほだ木』（3年） ・『無人駐車管理装置』（5年） |
| 【別表第二】 機械及び装置の耐用年数表 | 既存の390区分から55区分となり、新たな耐用年数に改められました。 | |
| 【別表第四】 生物の耐用年数表 | ・各区分の耐用年数が改められました。 ・「キウイフルーツ樹」及び「ブルーベリー樹」が追加されました。 ・「牛」、「馬」及び「ぶどう樹」の細目に変更となりました。 | |
| 【別表第五】 汚水処理用減価償却資産の耐用年数表 | 別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に変更されました。 | |
| 【別表第六】 ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表 | | |
| 【別表第七】 農林業用減価償却資産の耐用年数表 | 別表第一及び別表第二に統合されました。 | |

耐用年数表の改正の詳細は、財務省のホームページ（下記 URL）に掲載されていますので、参考にしてください。《http://www.mof.nta.go.jp/seifuan20/zei001_b2.htm》



e-Tax をご利用の方へ

ルート証明書のインストールはお済ですか？

平成20年4月14日（月）から、e-Tax で利用するルート証明書が、財務省認証局発行のものから政府共用認証局発行のものに変更になりました。

同日以降は、政府共用認証局のルート証明書をインストールしないと、システムにログインできない等、e-Tax ソフトが正しく動作いたしませんので、e-Tax ホームページ（下記の URL）から、最新版のルート証明書を取得し、インストールを行ってください。《<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/index.html>》

詳しくは、e-Tax ホームページ《<http://www.e-tax.nta.go.jp/>》をご覧ください。

リース取引の経理処理が変わりました!

企業会計における「リース取引に係る会計基準」の変更に伴い、税法においても平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に締結されるリース取引について、取扱いが変更となっています。その概略は、次のとおりです。

なお、紙面の都合上、概略の紹介となっておりますので、国税庁ホームページに掲載の「平成19年度法人関係法令の改正の概要」(下記URL)にて、詳細をご確認ください。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei2007/01.htm>)

1 売買として取り扱われるリース取引

(1) 法人税法の取扱い

平成20年4月1日以降に締結されるリース取引について、従来から売買取引とされていたリース取引(所有権移転ファイナンス・リース)以外のリース取引(所有権移転外ファイナンス・リース)についても、貸與人から借入人へリース資産が引渡された時にそのリース資産の売買があったものとして、法人の所得金額を計算することとなりました。

つまり、貸與人においては、従来、期間の経過とともにリース料収入として収益に計上していたリース取引については、借入人にリース資産を引き渡した時に、売買があったものとしてリース資産の譲渡収益を計上することとなります(延払基準の適用も認められます)。

一方、借入人においては、従来、リース料として損金計上してきたリース取引についても、リース資産の引渡しを受けた時に資産計上し、事業の用に供した事業年度以降、リース期間定額法による減価償却を行うこととなります。

(2) 消費税法の取扱い

消費税法における資産の譲渡の時期もリース資産の引渡しの時となります。

つまり、課税売上又は課税仕入れの計上時期は、リース資産の引渡しがあった課税期間となります。

なお、資産の譲渡の対価の額は、当該リース期間中のリース料の合計額となります。

2 金銭の貸借として取り扱われるリース取引

(1) 法人税法の取扱い

法人が譲受人から譲渡人に対する貸借を条件に資産の売買を行った場合において、その資産の種類、その売買及び貸借に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、改正前と同様に、その資産の売買はなかったものとし、かつ、その譲受人からその譲渡人に対する金銭の貸付けがあったものとして、その譲受人又は譲渡人である法人の各事業年度の所得の計算を行うこととされました。

(2) 消費税法の取扱い

譲受人から譲渡人に対し、当該リース取引の目的となる資産に係る譲渡代金の支払時に金銭の貸付があったとして取り扱われます。

所得税の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく!

～納期は平成20年7月1日(火)から7月31日(木)です。～

前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ7月と11月に納めていただくことになっていきます。予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されております。

振替納税を利用している方は、7月31日(木)に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。



第25回 定期総会

平成20年5月21日(水)PM2:00~
於:春日部市民文化会館

公開講演会

PM2:00~3:30
於:春日部市民文化会館 小ホール

「生活習慣病予防と食生活」

講師 医学博士 井上 正子氏
管理栄養士



医学博士、管理栄養士、日本医療栄養センター 所長
北里大学保健衛生専門学院 教授

略歴 東京都生まれ。
女子栄養大学卒業。昭和大学医学部に
て学位取得。
1973年 日本医療栄養センターを設立し、地
域住民・企業・団体に健康づくりのため
の医学・栄養教育を行っている。
1995年 栄養教育の業績により日本栄養士会・
栄養改善奨励賞受賞。
1998年 栄養改善学会賞受賞。
上記の肩書その他、日本大学松戸歯学部、二葉栄養
専門学校、練馬区保育課等の講師および、老人大
学や介護福祉士要請機関の講座を担当。

また、日本臨床・公衆栄養研究会を主宰し、栄養士
の實力を高める研修を行い、一般および企業の人々
の栄養講座(通信・面接指導)を実施する傍ら、日本
テレビ「おひいきりテレビ」に出演するなど、栄養管理
の普及に努めている。
このように、医科、歯科、栄養の各分野および小児、
成人、老人など各年代の全てを含むオールラウンド
の健康管理指導者として活躍中。

著書:
「現代生理学」(内田老鶴園) /
「幼児教育法 小児栄養」(三
見書房) / 「公衆衛生学」(内田
老鶴園) / 「肝硬変の人のための
食事」(大塚製薬株式会社)
/ 「楽しい食事(高齢者用)」(新
企画出版) / 「植物蛋白の生理
機能」(日本植物蛋白食品協会)
/ 「大豆イソフラボン」(日本書院、
監修) / 「ミネラルウォーター-BOOK」
(新屋出版) / 「ゆき過ぎた粗食
は命取り(高齢者用)」(リヨン社)
/ 「キレイ&ダイエット 毒消しレ
シピ(汚染食から体を守る / 環
境食)」(廣済堂出版)など



花の苗配布

総会記念講演を一般公開して行った。

当法人会が地域社会貢献運動として行っている「花と緑いっぱい運動」を展開し、先着200名に花の苗をプレゼント。さらに埼玉県の行っている「緑のトラスト基金」への募金を呼びかけた。

講演はマスコミで活躍中の井上正子氏が生活習慣病と食生活についてたくさんの資料を用意して頂き、丁寧に話された。聴衆からも健康に対する関心の高さが感じられ、皆熱心に聴講していた。

第一部 総会 PM3:45~

伴副会長が司会を務め、野原副会長の開会により、春日部税務署長他、多数の友誼団体よりのご来賓をお迎えして行われた。

石川春日部市長から公務の関係で先にご挨拶頂き、定足数の確認後、村田会長の挨拶、議長就任と続き、以下三つの議案が審議され、全議案とも可決された。

その後、(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈を行った後、ご来賓の有賀春日部税務署署長、平山春日部県税事務所所長よりご祝辞を頂いた。その後、功労者表彰を行い、岩崎副会長の閉会のことにより総会は無事終了した。

第1号議案

平成19年度事業報告及び決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案

平成20年度事業計画(案)
及び収支予算(案)承認に関する件

第3号議案

役員一部変更に関する件



挨拶 村田会長



開会 野原副会長



閉会 岩崎副会長



春日部税務署有賀署長様



埼玉県春日部県税事務所 平山所長様



春日部市 石川市長様



来賓の皆様



執行部席

表彰受彰者名簿

- 関東信越国税局長表彰(平成19年10月31日受彰)
 高浜 彰男 様 高浜商事株式会社 (幸手)
- 春日部税務署長納税表彰(平成19年11月14日受彰)
 松田 進 様 STACK株式会社 (春日部)
 秋場 清 様 秋場不動産株式会社 (宮代)
 進藤 和夫 様 株式会社進栄電気 (菫蒲)
 吉田 幹男 様 株式会社吉田屋呉服店 (栗橋)
- 財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)
 鈴木 逸郎 様 寒梅酒造株式会社 (久喜)
 荒木 節夫 様 株式会社ほてい家 (岩槻)
- 社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(県連関係)
 松田 進 様 STACK株式会社 (春日部)
- 社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰(単位会関係)
 坂巻 庄治 様 有限会社坂巻材木店 (宮代)

功労者表彰

- 社団法人春日部法人会会長表彰状
- 林 秀雄 様 有限会社 林 建業 (庄和)
 山崎 哲男 様 株式会社 明治住設 (春日部)
 佐藤 松夫 様 株式会社 サトウ楽器 (春日部)
 齊藤 進 様 有限会社 寿々家 (岩槻)
 佐野 猛 様 株式会社 さしま通商 (幸手)
 井上 堅一 様 株式会社 井上工務店 (白岡)
 白石 一郎 様 株式会社 白石建設 (鷲宮)
 飯島 利昭 様 株式会社 いいじま (鷲宮)
 崎浜 秀世 様 有限会社 ワコーハウス (鷲宮)

退任役員感謝状

- 鈴木 邦治 様 株式会社 石井建材店 (杉戸)

会員増強による表彰

- 1.社団法人春日部法人会会長表彰状
- (1) 増強目標達成支部(達成率順)
 栗橋支部
- (2) 功績顕著な加入協力者
 株式会社 埼玉りそな銀行 春日部支店 様
 埼玉縣信用金庫 春日部支店 様
- 2.社団法人春日部法人会会長感謝状
- (1) 功績顕著な支援団体
 関東信越税理士会春日部支部 様
 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 様



▲会長表彰状贈呈代表受彰
埼玉りそな銀行春日部支店様

| | |
|-------------------|---|
| 金融機関等 | |
| 株式会社 埼玉りそな銀行 岩槻支店 | 様 |
| 株式会社 埼玉りそな銀行 杉戸支店 | 様 |
| 株式会社 武蔵野銀行 春日部支店 | 様 |
| 株式会社 武蔵野銀行 岩槻支店 | 様 |
| AIU保険会社 さいたま直営支店 | 様 |

| | | |
|---------|--------------|-------|
| 田中 昌夫 様 | 株式会社 東 洋 | (杉 戸) |
| 染谷 知英 様 | 有限会社 染谷ハウジング | (庄 和) |

福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

(2) 功績顕著な加入協力者

| | | |
|--------|----------------------|-------|
| 松田 進 様 | STACK 株式会社 | (春日部) |
| 時澤やよひ様 | 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 | |
| 鈴木喜代美様 | 同 上 | |

(3) 5年連続5社以上獲得協力者(個人)

| | | |
|--------|----------------------|-------|
| 松田 進 様 | STACK 株式会社 | (春日部) |
| 時澤やよひ様 | 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 | |

3. 社団法人春日部法人会会長表彰状

| | |
|-----|-------------------------------|
| 金 賞 | 該当なし |
| 銀 賞 | 該当なし |
| 銅 賞 | 栗橋支部 |
| 努力賞 | 蓮田支部・岩槻支部・杉戸支部・ 春日部支部・菫蒲支部 |
| 敢闘賞 | 栗橋支部 |
| 特別賞 | 栗橋支部 |

法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会会長感謝状

1. 支部(会費収納率100%達成)

栗橋支部

2. 活性化協力者

| | | |
|---------|----------------|-------|
| 鶴見 裕 様 | 株式会社 鶴見装備 | (春日部) |
| 福島 貞夫 様 | 有限会社 福島製作所 | (春日部) |
| 矢作 恒良 様 | 株式会社 矢作人形店 | (岩 槻) |
| 萩原 良咲 様 | 株式会社 萩原電機 | (岩 槻) |
| 齋藤 恵 様 | 株式会社 エル・サイトウ | (久 喜) |
| 塩崎 徹 様 | 株式会社 塩崎テクノブレイン | (久 喜) |
| 吉岡 延次 様 | 有限会社 吉岡新聞店 | (蓮 田) |
| 関 文子 様 | 喜光工業 株式会社 | (幸 手) |
| 坂巻 庄治 様 | 有限会社 坂巻材木店 | (宮 代) |
| 井上 堅一 様 | 株式会社 井上工務店 | (白 岡) |
| 鈴木 正雄 様 | 株式会社 鈴木総合設備 | (菫 蒲) |
| 坂田 昇一 様 | 株式会社 坂田測量設計事務所 | (栗 橋) |
| 橋本 宏之 様 | 有限会社 大東印刷 | (鷺 宮) |

1. 推進目標達成支部

| | |
|-----------|---|
| 新規企業数達成支部 | →岩槻支部・春日部支部・ 久喜支部・庄和支部・杉戸支部 |
| 取扱企業数達成支部 | →春日部支部・岩槻支部・久喜支部・ 庄和支部・蓮田支部・幸手支部・ 菫蒲支部・杉戸支部・栗橋支部・ 鷺宮支部・白岡支部・宮代支部 |
| 保障金額達成支部 | →岩槻支部・久喜支部・春日部支部・ 蓮田支部・庄和支部・幸手支部・ 栗橋支部・杉戸支部 |

2. 推進協力者及び推進貢献者

| | | |
|----------|--------------|-------|
| 野原 宏 様 | 野原種苗 株式会社 | (久 喜) |
| 河津 穎修 様 | 宗教法人 浄源寺 | (岩 槻) |
| 増川 準次 様 | 株式会社 ますかわ電気 | (久 喜) |
| 山崎 哲男 様 | 株式会社 明治住設 | (春日部) |
| 矢島 紀一 様 | 株式会社 矢島商店 | (杉 戸) |
| 林 秀雄 様 | 有限会社 林 建業 | (庄 和) |
| 鶴見 裕 様 | 株式会社 鶴見装備 | (春日部) |
| 佐藤 松夫 様 | サトウ楽器 株式会社 | (春日部) |
| 宇津城 信代 様 | 株式会社 シンコーハウス | (久 喜) |
| 鈴木 明 様 | 株式会社 城 栄 | (栗 橋) |
| 関根 正男 様 | 関根ハウジング 株式会社 | (庄 和) |
| 藤倉 孝治 様 | 幸手都市ガス 株式会社 | (幸 手) |
| 森本 勇 様 | 株式会社 エムケーツール | (幸 手) |
| 小林 雄一 様 | 株式会社 友伸工業 | (菫 蒲) |
| 林 茂男 様 | 有限会社 林情報サービス | (春日部) |

3. 推進加入成約数優秀推進員

(1) 保険金額

| | |
|---------|----------------------|
| 時澤やよひ 様 | 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 |
| 小関ひろ子 様 | 同 上 |
| 西村しづ子 様 | 同 上 |

(2) 保険金額

| | |
|---------|----------------------|
| 時澤やよひ 様 | 大同生命保険株式会社埼玉支社春日部営業所 |
| 小関ひろ子 様 | 同 上 |
| 西村しづ子 様 | 同 上 |
| 弓座 麻耶 様 | 同 上 |

青年部会総会

平成20年5月13日(火)午後4時～
於:春日部市民文化会館

第一部 定期総会

春日部税務署より横山副署長、野崎上席調査官、さらに大同生命春日部営業所荒井所長・荒木副会長をお迎えして下記の通り開催し、全議案が満場一致で承認された。

議事

第1号議案

平成19年度事業報告及び
決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成20年度事業計画(案)
及び収支予算(案)について

第二部 懇親会

総会終了後、なごやかに懇親会を行った。

春日部法人会青年部



開会
吉田副部長

春日部法人会青年部



議長
田口部会長

春日部法人会青年部



来賓祝辞
横山副署長

春日部法人会青年部



来賓祝辞
荒木副会長

春日部法人会青年部



閉会
折原副部長



来賓席



執行部席

女性部会総会

平成20年5月15日(木)午後3時～
於:春日部市民文化会館

春日部税務署より横山副署長、原田第一統括官、野崎上席調査官、さらに村田会長・青年部会吉田副会長をお迎えして下記の通り開催した。

第一部 総会

議事

第1号議案

平成19年度事業報告及び
決算報告承認について
監査報告

第2号議案

平成20年度事業計画(案)及び収支予算
(案)について

上記すべての議案が満場一致で承認された。

第二部 記念講演

春日部税務署横山副署長様に「税のあれこれ」との演題で記念講演をお願いした。いろいろな資料を用意して下さり、やっぱりe-Taxは避けて通れない道であった。

関副部長
開会



橋本部会長あいさつ



▲来賓祝辞 横山副署長



▲村田会長



▲閉会 斉藤常任委員

▼来賓席



副署長 横山不二夫氏
春日部税務署
記念講演「税のあれこれ」

社団法人埼玉県法人会連合会 第19回通常総会

平成20年6月3日(火)
於:浦和ロイヤルパインズホテル

第19回埼玉県連通常総会が開催され、春日部法人会からは、村田会長他計11名の方が出席致しました。



▲上田埼玉県知事



▲利根会長

第一部 講演会

演題:「いきで素敵な江戸しぐさ」

講師:NPO法人 江戸しぐさ 理事長 越川 禮子 氏



第二部 総会

- 開会の辞
- 来賓紹介
- 会長挨拶
- 議事録署名人の選任
- 議事

第1号議案 平成19年度事業報告及び収支決算報告
 第2号議案 平成20年度事業計画(案)並びに収支予算(案)
 第3号議案 役員補充選任(案)
 上記議案全てが満場一致で可決されました。

第三部 表彰式 来賓紹介

- 1.全国法人会総連合功労者表彰伝達
- 2.埼玉県法人会連合会功労者表彰
- 3.会員増強年度表彰および感謝状贈呈
- 4.福利厚生事業年度表彰および感謝状贈呈
- 5.e-TAX役員利用率表彰

春日部法人会関係では下記の方々を受賞の荣誉に輝きました。

財団法人全国法人会総連合功労者表彰(単位会関係)
 鈴木逸郎様 寒梅酒造(株)(久喜)
 荒木節夫様 (株)ほいて家(岩槻)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰者
 【県連関係】松田 進様 STACK(株)(春日部)
 【単位会関係】坂巻庄治様 (有)坂巻材木店(宮代)

決算期別税務講習会の開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。法人会で作成したテキスト『わかりやすい会社の決算・申告の実務-法人税申告へのアプローチ 平成19年度版』及び税務署資料等を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。

日時・会場等

| 月日 | 時間 | 講習会場 |
|----------|-----------|-----------|
| 4月21日(月) | 午後2時~4時 | 久喜総合文化会館 |
| 4月22日(火) | 午後2時~4時 | 春日部市民文化会館 |
| 4月23日(水) | 午後2時~4時 | 岩槻本丸公民館 |
| 7月23日(水) | 午前10時~12時 | 春日部市民文化会館 |
| 7月23日(水) | 午後2時~4時 | 岩槻本丸公民館 |
| 7月24日(木) | 午後2時~4時 | 久喜総合文化会館 |

7月開催予定



春日部税務署 野崎 席調査官 (岩槻会場にて)



青木伸夫先生(久喜会場にて)



吉田俊弘先生(春日部会場にて)



鈴木淳一先生(岩槻会場にて)

● 新設法人説明会開催

平成20年3月26日(水)午後 春日部市民文化会館
 平成20年3月28日(金)午後 久喜総合文化会館

平成19年7月～平成19年12月に設立された法人を対象に、法人税・消費税・源泉所得税他について説明会を開催した。

法人会で作成したテキスト「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方をお願いした。



吉田俊弘先生
(春日部会場にて)



青木伸夫先生
(久喜会場にて)



春日部税務署 野崎上席調査官
(久喜会場にて)

● 第8回福利厚生親睦ゴルフ大会



福利厚生制度提携三社、大同生命・AIU保険・アメリカンファミリー生命の協力を頂き、厚生委員会が主催した。福利厚生制度の推進について、日頃のご協力に少しでも報いられればとの意向により、又、会員相互の親睦の場を提供する為、企画・実行されたもので、当日11組43名の参加を頂き、レベルの高いプレーが多く見られました。プレー後、成績発表と表彰を行いました。

平成20年3月27日(木)
 於千葉県柴カントリークラブあやめコース

成績は以下の通り(敬称略)

- | | | |
|-----|---------------|-----|
| 優勝 | 田中潤一 (株)東美 | 春日部 |
| 準優勝 | 下田欽哉 (株)ケミックス | 白岡 |
| 三位 | 中野恒明 (有)中野運輸 | 杉戸 |
| 四位 | 進藤和夫 (株)新栄電気 | 菖蒲 |
| 五位 | 竹内光男 竹内電機(株) | 岩槻 |

右、村田会長
 左、優勝の田中潤一氏(春日部支部)



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成20年度においては、持続的な経済社会の活性化を実現する観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、公益法人制度改革への対応など一定の措置が講じられました。特に、中小企業の事業承継については見直しが行われることになり、法人会にとって長年の懸案が実現する運びとなりました。

ここでは、法人会が要望した項目を中心に改正が行われた箇所を取り上げております。

1. 法人関係税制

(1) 事業承継税制の見直し

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されます。

この事業承継税制の制度化に併せて、相続税の課税方式を遺産取得課税方式に改めることが検討されます。

なお、現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じた上で廃止されます。

(2) 減価償却制度の見直し

機械および装置を中心として、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数が見直されました。

(3) 研究開発税制

試験研究費の増加分に対する特別税額控除割合を上乗せする特例を改組し、新たな特例を選択適用できる制度が創設されました。

(4) 情報基盤強化税制

対象設備等の追加、取得価額合計額の最低限度の引き下げ等の見直しを行った上、適用期限が2年延長されました。

(5) 公益法人関係税制

公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴って、次の公益法人等に対する税制の整備が行われることとなりました。

①公益社団法人および公益財団法人について、公益目的事業から生じる所得を非課税にするとともに、特定公益増進法人と位置づけ寄附優遇の対象とする等の措置が講じられます。

②準則主義で設立可能となる一般社団法人および一般財団法人については、様々な態様の法人に対応する税制を整備し、課税の適正・公平が図られます。

(6) 寄附金税制

特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入

限度額について、所得基準が所得の金額の100分の5(改正前100分の2.5)相当額とされました。

(7) その他

次の措置について、適用期限が2年延長されました。

- 中小企業投資促進税制
- 交際費等の損金不算入
- 欠損金の繰戻し還付の不適用制度
- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

2. 金融税制

(1) 上場株式に係る譲渡所得等に対する課税

上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率は廃止され、2年間の特例措置として、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については10%の軽減税率とされました。

なお、上場株式等の配当所得に対する課税についても見直しが行われました。

(2) 損益通算の特例

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例が創設されました。

3. その他

(1) エンジェル税制

一定の要件を満たす特定中小会社が発行した株式を取得した場合、1,000万円を限度に寄附金控除が適用される特例が創設されました。

(2) 地域間の財政力格差の縮小

地域間の税源偏在の是正に対応するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、法人事業税額を課税標準とする地方法人特別税と、地方法人特別税の税収を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税が創設されました。

(3) 個人住民税における寄附金税制の拡充

地方公共団体に対する寄附金について、5千円を超える部分の金額に対して、一定額が個人住民税から税額控除されることとなりました。

第3回 法人会全国女性フォーラム(東京大会)

平成20年4月10日(木)
於:グランドプリンスホテル新高輪



全国から約1900名の女性部会員が参加した。今回の女性フォーラムでは午後1時30分から第1部として、初の分科会方式による女性部会の社会貢献活動の事例発表が行われた。第1分科会では「租税教育」をテーマに、国税庁広報広聴官 綿谷 久司氏をコメンテーターに招いて都内3会の事例発表、第2分科会では「環境問題(CO2削減の取組み)」をテーマに、環境ジャーナリスト 枝廣淳子氏をコメンテーターに招いて都内2会の事例発表があった。

続く第2部として、女優・作家 岸恵子氏による「私の人生 ア・ラ・カルト」と題した記念講演が行われた。

第3部の式典では、開催地・東京の東法連女連協の土屋会長が歓迎のことは述べた後、

女性部会員の参加者全員によるスローガン唱和等に続いて、大石全法連女連協会長及び安西全法連・東法連会長から主催者あいさつがあった。

その後、飯田全法連女連協副会長が「大会宣言」を読み上げた。

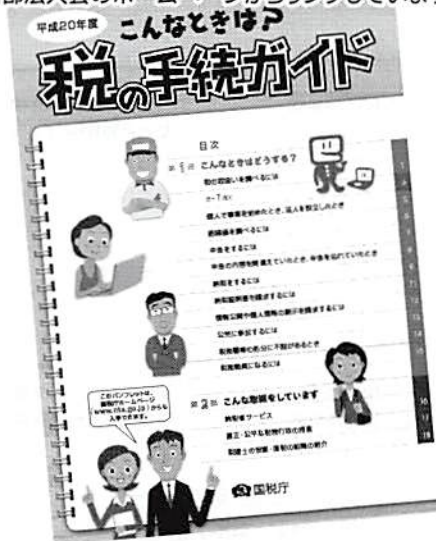
次に、荒井英夫 国税庁課税部長から来賓祝辞を賜った後、公務ご多忙中に駆けつけられた石原慎太郎 東京都知事からご祝辞を頂戴した。



▲(左から)宇津城常任委員、新井副部長、橋本部長、戸塚常任委員

パンフレット「こんなときは?税の手続ガイド」(平成20年度)

国税庁ホームページでご覧いただけます。
(春日部法人会のホームページからリンクしています。)



目次

第1部 こんなときはどうする?

- 税の取扱いを調べるには
e-Taxを利用してみよう!
- 個人で事業を始めたとき、法人を設立したとき
路線価を調べるには
- 申告をするには
申告の内容を間違えていたとき、申告を忘れていたとき
- 納税をするには
納税証明書を請求するには
情報公開や個人情報の開示を請求するには
- 売売に参加するには
税務署等の処分不服があるとき
- 税務職員になるには

第2部 こんな取り組みをしています

- 納税者サービス
- 適正・公平な税務行政の推進
- 税理士の役割・国税の組織の紹介

法人会会員の為の新しいサービス開始!!

うちもそろそろe-Tax

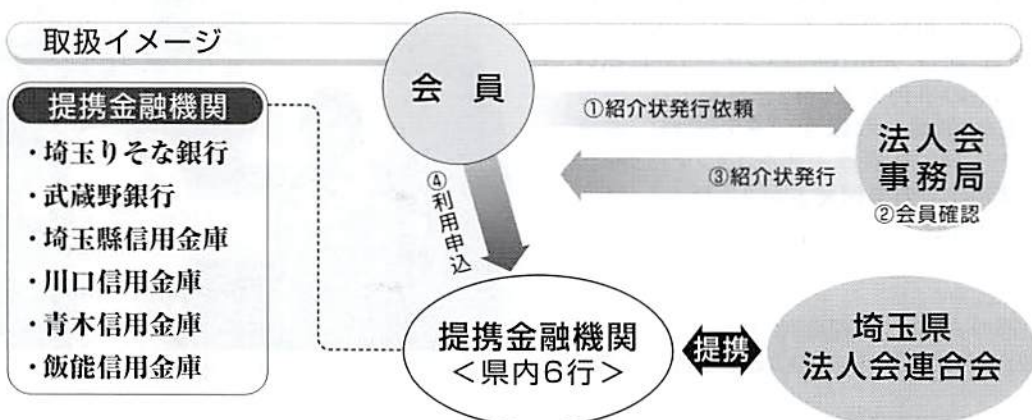
インターネットバンキングのご紹介



平成19年10月1日(月)より、会員が提携金融機関へ
新規にインターネットバンキングを申し込むと
基本手数料が**1年間無料**または**減免**になります。

埼玉県法人会連合会では、このほどe-Taxの利用促進を図るため、県内の金融機関とインターネットバンキングの提携をいたしました。ご存知のとおり、e-Taxで申告をすませても納税は完了していません。そこで、インターネットバンキングを利用すれば、**銀行に行かずに納税できます**。これを機会にインターネットバンキングに申し込んで、あなたも是非e-Taxを始めてください。

取扱イメージ



①会員が新規にインターネットバンキングの申込をする場合に限り、提携金融機関から下記手数料等の優遇が受けられます。

注) 埼玉縣信用金庫は新規契約と同時にファイル伝送サービスを契約する場合に限る。

②申込の際に、必ず所属法人会事務局が発行する各金融機関制定の紹介状を持参してください。

※ 紹介状のない場合、優遇措置は受けられません。

各金融機関の優遇内容

| 金融機関 | 商品名 | 内容 | 期間 |
|---------|---|-----------------------------------|------------|
| 埼玉りそな銀行 | りそなビジネスダイレクト (Mini) | 基本手数料(月額2,100円税込)を免除 | 契約月翌月から1年間 |
| | りそなビジネスダイレクト | 基本手数料(月額10,500円税込)を減免(月額2,625円税込) | 契約月翌月から1年間 |
| 武蔵野銀行 | むさしのビジネスダイレクト | 契約料無料 | 当初1年間 |
| | TYPE I | 1,050円税込 | |
| | TYPE II | 2,625円税込 | |
| 埼玉縣信用金庫 | さいしんダイレクトビジネス | 基本利用料(2,100円税込)免除 | 当初1年間 |
| | ファイル伝送サービス(税合振込・給与振込) | 基本利用料(2,100円税込)免除※他のオプションサービスは有料 | |
| 青木信用金庫 | 新インターネットバンキング(法人) ※データ伝送併用時の 月間手数料(2,100円税込)は除く | 基本手数料(1,050円税込)免除 | 1年間 |
| 川口信用金庫 | 法人向けインターネットバンキング (WEB-FB) | 基本手数料(月額3,150円税込)免除 | 契約月翌月から1年間 |
| 飯能信用金庫 | はんしんWeb-FBサービス | 基本手数料(月額1,050円税込)を免除 | 契約月翌月から1年間 |



〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-28(春日部商工振興センター)

(社)春日部法人会 tel.048-761-3551 fax. 048-752-8244

さいたま市からのお知らせです

エル タ ッ ク ス eLTAX

をご利用ください。

eLTAXとは、地方税の申告をインターネットで行うシステムのことです。

1 利用届出を行う



「eLTAX」ホームページから利用届出(新規)を行い、利用者ID等の記載された利用通知書を受け取ります。

利用者IDを1つ取得すれば、複数の地方公共団体へ電子申告ができます。

2 eLTAX対応ソフトウェアを取得する

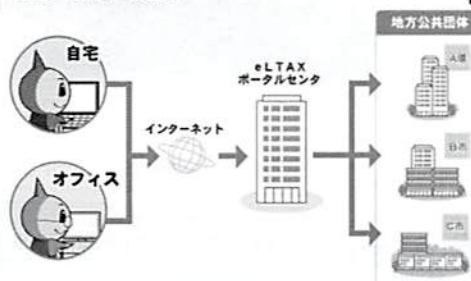


eLTAXを利用して地方税の電子申告を行うために、申告書を作成・送信するためのeLTAX対応ソフトウェアを用意します。

eLTAX対応ソフトウェア(PCdesk)はeLTAXのホームページから無料でダウンロードができます。

市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

3 電子申告を行う



eLTAX対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネットで申告手続きを行うことができます。

送信された申告データは、eLTAXポータルセンタで受付された後に、提出先となる地方公共団体へ送信されます。(※申告データは、提出先ごとに作成する必要があります。)

■さいたま市にて現在可能な手続き

市 税 … 法人市民税の申告・固定資産税(償却資産)の申告
 県 税 … 法人県民税の申告・法人事業税の申告

お問い合わせ・手続き等については(社)地方税電子化協議会へ

サポートデスク Tel.0570-081459 IP電話及びPHS等ご利用の場合 TEL.03-5339-6701
 (受付時間 8:30~20:00 土日祝、年末年始12/29~1/3を除く)

ホームページ<http://www.eltax.jp/>

■市税については

さいたま市 市民税課 (Tel.048-829-1915)
 固定資産税課 (Tel.048-829-1186)
 税制課 (Tel.048-829-1159)

■県税については

埼玉県 春日部県税事務所 (Tel.048-737-2206)
 税務課 (Tel.048-830-2657)

支部だより ~総会特集~

定期総会
平成20年5月15日



岩槻支部

宮代支部

定期総会 平成20年5月16日

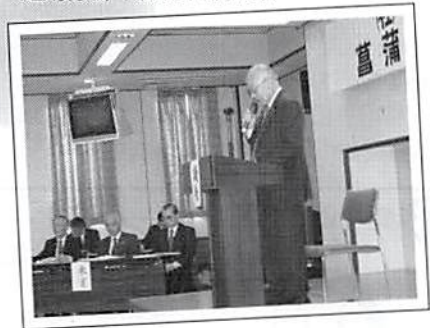


青年部会総会
平成20年4月25日



菖蒲支部

定期総会 平成20年5月16日



女性部会総会
平成20年5月20日



定期総会 平成20年5月16日

春日部
支部



青年部会総会
平成20年5月20日
久喜支部



定期総会
平成20年5月20日



青年部会総会 平成20年5月9日

定期総会 平成20年5月14日



杉戸支部

女性部会研修会
平成20年6月11日
羽毛工場見学



定期総会 平成20年5月20日



庄和支部



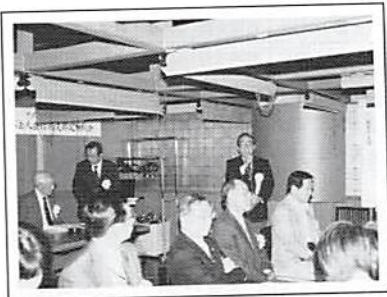
青年部会総会 平成20年4月23日
左:小島庄和支部部長
右:卒業生 小川 隆氏〔南小川製瓦所〕

定期総会 平成20年5月14日



白岡支部

定期総会
平成20年5月14日



幸手支部

定期総会
平成20年5月13日



蓮田支部

女性部会総会
平成20年5月12日



鷺宮支部

定期総会
平成20年5月27日



青年部会総会
平成20年4月21日



第25回定期総会 報告書

平成20年5月21日、春日部市民文化会館に於いて第25回定期総会が行われ、以下の議案が承認されましたのでご報告致します。

第1号議案

平成19年度 事業報告書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

平成19年5月23日開催の第24回定期総会において、承認された事業計画に基づき実施いたしました主な事業の概況について、次のとおり報告いたします。

1. 概況

我が国経済は懸命な企業努力によってようやく明るい兆しが見え始めたようでしたが、全体的に回復の実感に乏しく大部分の中小企業は景気回復の恩恵を受けずに依然として厳しい状況下にあります。さらに米国発のサブプライム問題や原油価格の高騰等により、諸物価の値上がりやドル安(円高)や株式の暴落などのマイナス要因が顕在化してまいりました。そして急速な少子高齢化社会の到来が社会保障費等の急増をもたらす財政再建を困難にしています。

法人会は、「地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制」、「努力したものが報われる税制」を確立し、「聖域なき行財政改革」を断行し、社会保障制度改革を行い、国民に安心感と信頼を回復させることが急務であるとの提言を採択しております。

当春日部法人会においては地元選出代議士をはじめ管内11市町の首長に提出し、強く要望しました。

公益法人改革が進められている中、われわれ法人会は、創設以来、一貫して「健全な納税者の団体」「良き経営者をめざすもの団体」として企業経営と社会への貢献活動を展開しております。公益法人として「会員の研鑽」「税のオピニオンリーダー」「社会への貢献」という三本柱を基本方針とし、各種研修会や講演会を一般公開して開催し、「花と緑いっぱい運動」を展開しております。各地の産業祭等に全12支部が参加して、「花と緑いっぱい運動」を盛り上げました。支部組織の充実と活動の活性化等を通して地域社会での存在感を高め、社会的地位を着実に増進してきております。

この経済環境下でまだ会員の減少が止まらず、19年度決算も非常に厳しいものとなりました。会員各位におかれましては、各事業への積極的参加と円滑な会費の納入にご協力をお願い申し上げます。

2. 総務関係

「花と緑いっぱい運動」の推進、埼玉県「緑のトラスト運動」への協力、租税教育の推進、e-Taxの推進などを通じ、地域社会貢献事業に積極的に取組み、公益法人としてアピールしました。県内法人会では金融機関とインターネットバンキングに関し提携し、一年間の手数料優遇制度をスタートしました。

10月に旧春日部市商工会館から春日部市商工振興センターへ事務所を移転し、事務局体制を整備しました。さらに、公益法人改革三法案が平成20年12月に施行されますが、公益法人としての資質を整備しております。

3. 組織関係

(1) 会員増強

各支部での会員増強運動、決算期別説明会や新設法人説明会各支部での会員増強運動、決算期別説明会や新設法人説明会での加入勧奨、各地産業祭等での地域社会貢献活動を兼ねたPR活動を行い、会員特別増強月間も前年同様9月～12月の4ヶ月間いたしました。

福利厚生制度提携会社 大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険や管内金融機関、税理士先生方等のご協力を頂きましたが、厳しい経済環境下で法人の整理縮小・休業廃業・移転等による退会数も高水準であり期末現在の会員数が5,519社に減少しました。

| 期首会員数 | 期中増加数 | 期中減少数 | 期末会員数 | 増減 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 5,656 | 136 | 273 | 5,519 | △137 |

今期の会員増強運動については、平成19年12月31日現在では会員数5,514社(県下第4位)となり加入率は48.1%となりました。

(2) 支部・部会について

①12支部 管内11市町におかれている各支部における研修事業及び地域社会貢献運動は広がりを見せ今後一層の充実が期待されます。

支部別期末会員数(12支部合計5,519社)

| | | | |
|--------------|-------------|-----------|-----------|
| 春日部支部 1,429社 | 岩槻支部 1,198社 | 久喜支部 522社 | 蓮田支部 430社 |
| 幸手支部 393社 | 宮代支部 183社 | 白岡支部 286社 | 葛蒲支部 172社 |
| 栗橋支部 185社 | 鷲宮支部 170社 | 杉戸支部 317社 | 庄和支部 234社 |

②部会としては、青年部会・女性部会がありそれぞれ部会費を徴収し、活発に事業を展開しております。

青年部会→期末部会会員数243名・女性部会→期末部会会員数452名

4. 研修関係

本年度も本部では税務当局のご協力を得て決算期別説明会、新設法人説明会、年末調整説明会などを開催。総会や賀詞交歓会では記念講演会を開催しました。

また、11月には「税を考える週間」協賛行事として公開講座、租税教室・春日部税務署長講演会、音楽会を開催いたしました。一方、各支部でも積極的に研修会を実施しました。特に改正税法を重点的に実施しました。

5. 税制関係

税制改正要望については、春日部法人会の全役員にアンケートを実施致しました。

その結果は、平成19年9月27日、法人会全国大会で採択された決議文並びに要望事項に反映され、全法連から政府・国会及び関係省庁に、当法人会では地元選出国會議員に対し陳情を行いました。又、管内11市町の首長に対し地方行財政改革を強く要望いたしました。

具体的には、法人税率の引下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言しました。平成20年度は税制改正アンケートを全会員に実施する予定です。

6. 広報関係

(1) 会報の発行

| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 会報「法人春日部」 | No.130号(19年4月号)～No.133号(20年1月号)年間4回発行 |
| 全国法人会総連合機関誌「ほうじん」 | 年間4回「法人春日部」と同封して送付 |

タイムリーな税務情報や福利厚生情報の他、当法人会での各事業の予告、報告記事等積極的に取り上げました。

(2) その他の広報活動

①各支部でも各地の産業祭等に参加し、「花と緑いっぱい運動」を展開しました。税を考える週間の街頭広報活動も兼ね、チラシ・花の種・税のマンガ本等を配布しました。

- ②ホームページを利用し広く社会に情報を発信しております。又、会報はホームページで既刊分も含めご覧頂けます
http://www17.ocn.ne.jp/~kasuhou/

7. 厚生関係

会員の福利厚生の実と当法人会の財政基盤の確立に資する為、厚生委員をはじめ各役員の協力と会員各位のご理解により、大同生命保険・AIU保険・アメリカンファミリー生命保険の提携3生損保の提携商品に積極的に取組みました。その還元収入は13,501千円と若干減収となりましたが平成20年度予算に反映され、事業活動資金として会の運営に大きく寄与しております。

会員相互の親睦も兼ね第14回ボウリング大会を2月に、第8回親睦ゴルフ大会を3月に開催しました。各支部での事業にも多数参加頂き福利厚生事業推進に大きく貢献しました。

8. 青年部会・女性部会

(1) 青年部会

9月に県外研修会、11月9日全法連青年の集い愛媛大会へ参加、11月に女性部会・厚生委員会と協力して税を考える週間協賛法人会公開講座を開催、2月「青年の集い・蓮田大会」、その他各種事業を実施いたしました。又、各支部においても青年部会としての独自の研修会等を積極的に行いました。

地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」においては、各地の産業祭等への参加事業で中心的役割を果たしました。部会員数は埼玉県内15法人会で第一位であり活動も活発に行っております。

(2) 女性部会

青年部会・厚生委員会と協力しての公開講座、日帰り研修会、ティーコンサート、新春親睦事業「観劇」等を行いました。さらに支部でも独自の事業を行い、また地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」にも積極的に参加し部会活動の充実に努めました。

9. 社会貢献関係

平成8年度にスタートした「花と緑いっぱい運動」も12期目を迎え、全支部で各地の産業祭等に積極的に参加し、「税を考える週間」の街頭広報も兼ね、花の種、税のマンガ、チラシ等を配布しました。又、青年部会・女性部会・厚生委員会が協力して開催してきた公開講演会を前年度より大巾に変更し、「税を考える週間」公開講座に衣替えし、春日部税務署管内の税務行政協力会の協賛を頂き租税教室・税務署長の講演会・音楽会を開催、一般市民を対象とした事業といたしました。2月の新春講演会も従来から一般公開しており、大いに同運動をアピールしました。さらに埼玉県が推進している「さいたま緑のトラスト基金」の募金をいろいろな開催事業で行い、本年度の合計額は201,747円となり埼玉県に寄付を行いました。

平成19年度収支計算書総括表 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

I 事業活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|------------|------------|------------|--------|------------|
| 1.事業活動収入 | | | | |
| 会費収入 | 37,434,700 | 0 | 0 | 37,434,700 |
| 事業収入 | 13,628,899 | 0 | 0 | 13,628,899 |
| 補助金収入 | 8,959,700 | 0 | 0 | 8,959,700 |
| 推進費収入 | 0 | 13,615,500 | 0 | 13,615,500 |
| 雑収入 | 1,977,874 | 199,100 | 0 | 2,176,974 |
| 【事業活動収入入計】 | 62,001,173 | 13,814,600 | 0 | 75,815,773 |
| 2.事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 46,286,093 | 9,259,905 | 0 | 55,545,998 |
| 会議費 | 2,108,829 | 644,807 | 0 | 2,753,636 |
| 管理費 | 19,086,656 | 4,248,924 | 0 | 23,335,580 |
| 法人税等引当支出 | 0 | 70,000 | 0 | 70,000 |
| 【事業活動支出計】 | 67,481,578 | 14,223,636 | 0 | 81,705,214 |
| 【事業活動収支差額】 | -5,480,405 | -409,036 | 0 | -5,889,441 |

II 投資活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|------------|-----------|----------|--------|-----------|
| 1.投資活動収入 | | | | |
| 特定資産取崩収入 | 6,580,000 | 0 | 0 | 6,580,000 |
| 敷金・補償金戻り収入 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 【投資活動収入入計】 | 7,580,000 | 0 | 0 | 7,580,000 |
| 2.投資活動支出 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 2,435,827 | 0 | 0 | 2,435,827 |
| 固定資産取得支出 | 105,000 | 0 | 0 | 105,000 |
| 【投資活動支出計】 | 2,540,827 | 0 | 0 | 2,540,827 |
| 【投資活動収支差額】 | 5,039,173 | 0 | 0 | 5,039,173 |

III 財務活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|------------|------|----------|--------|----|
| 1.財務活動収入 | | | | |
| 【財務活動収入入計】 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2.財務活動支出 | | | | |
| 【財務活動支出計】 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【財務活動収支差額】 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|----------|------------|----------|--------|------------|
| IV予備費支出 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 当期収支差額 | -441,232 | -409,036 | 0 | -850,268 |
| 前期繰越収支差額 | 16,321,425 | 0 | 0 | 16,321,425 |
| 次期繰越収支差額 | 15,880,193 | -409,036 | 0 | 15,471,157 |

第2号議案

平成20年度 事業計画 (案)

自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1.基本方針

- (1)健全な納税者団体として、又 良き経営者を目指すもの団体として、会員企業の経営に寄与すべく諸事業を効果的に継続推進する。
- (2)納税意識の高揚と税務知識の普及に努め、税のオピニオンリーダーとして税制改正要望を行なう。
- (3)公益法人として地域社会との「共生」を目指し、地域社会貢献運動を積極的に展開し、社会への貢献に寄与する。
- (4)公益法人制度改革への対応を意識し、原点である税に関する活動を中心に研修事業を行い、より一層「公益性」を高める為努力をする。

2.重点目標

- (1)組織の維持と充実・・・会員増強、支部組織・青年部会・女性部会活動の充実。

- (2)収支バランスのとれた効果的な運営。
- (3)公益法人としての事業活動の充実・・・研修事業、税制改正要望活動、地域社会貢献活動、広報活動等を積極的に展開する。
- (4)e-Taxの利用拡大に法人会の果たす役割は極めて重要との認識の下、積極的に利用拡大に取り組む。

3.主な事業計画

- (1)総務関係
 - ①公益性の高い事業活動の充実を図る。(公益法人改革への対応)
 - ②支部委員会の充実活性化。公益法人としての支部活動の展開。
 - ③会費の口座振替による徴収促進。
 - ④地域社会貢献運動「花と緑いっぱい運動」の推進。

- ⑤ e-Taxの推進 前年度に引続き普及拡大に努め、さらに次の施策を重点的に推進する。
 - (イ) 役員の開始届出書提出割合95%を目標とする。また、届出書を提出した役員企業の過半数が何らかの手続きで、e-Taxを利用出来るよう研修会等の支援活動を推進する。
 - (ロ) 会員企業の開始届出書提出割合30%を目指す。また、会員及び会員企業の利用率向上のため、税理士会等の他団体と協調して広報、研修事業等の諸施策を講じる。

(2) 組織関係 組織の維持と充実

- ① 会員数の現状維持と退会防止・・・会員増強運動
 - ・目標会員数5,519社(平成19年12月末比+5社)
 - ・目標加入率48.1%
- ② 支部組織の充実・・・地域に密着した公益性の高い活動をする。
- ③ 青年部会・女性部会活動の充実と支援

(3) 研修関係 研修活動の充実

一公益法人活動と会員の自己啓発を支援するための最重要事業。

- ① 税務意識の高揚と企業経営の健全化を図るため各種研修会・説明会・講演会の開催。併せてその参加率の向上に努める。
- ② 公益法人として研修事業の一般公開と内容の充実・強化。税法・税務研修を重点に他団体との共催研修を積極的に行う。
- ③ 会員のニーズへの対応。

(4) 税制関係

- ① 日本経済並びに地域社会を支える中小企業は依然として厳しい状況下に置かれている。財政再建のため徹底した行財政改革の実行を求め、景気回復のため法人課税の軽減と事業継承税制の確立を求める。税のオピニオンリーダーとして将来にわたる国民の安心を確保するための「あるべき税制」に向けた建設的な提言に努める。
- ② 会員の意見を聴取、集約した上で県連・全法連へ税制改正要望として提言する。全法連大会で決議された税制改正に関する提言を地元選出代議士や管内自治体へきちんと提言し、税制改正の実現を期す。
- ③ 研修委員会と協調して「税制改正説明会」を公開して開催する。
- ④ 他の納税協力団体との協調連携。さらに「租税教育」など税の啓発活動を推進し、公益法人としての公益性を高める。(税を考える週間及び消費税期限内納付推進運動の推進等)

(5) 広報関係 広報活動の充実

- 公益法人としての法人会のイメージアップ・知名度向上を図る。地域社会に対する税の啓発のための広報活動を展開する。
- ① 法人春日部の編集発行(4月・7月・10月・1月の年4回発行)魅力ある会報作りをめざし、紙面の構成・記事の充実に努力する。事業活動状況をできるだけ多く取り上げ、効果的な広報活動をしていく。
- ② 全法連機関誌「ほうじん」の発送。
- ③ ポスター・看板等の利用による積極的法人会イメージアップ活動の展開。
- ④ 収益に寄与する広告の積極的募集。
- ⑤ ホームページの活用と充実。

(6) 厚生関係 福利厚生制度の推進

- ① 会員の企業防衛と本会の財政に寄与する福利厚生制度の推進。法人会の福利厚生制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが取扱い三社との連携を一層強化しつつ積極的に推進する。
- ② 会員相互の親睦事業を企画・運営し、地域社会との連携を図る。

(7) 青年部会・女性部会関係

部会活動の支援一青年部会・女性部会活動を積極的に支援し、両部会と三者一体の活動を通じ法人会基盤の充実と活性化に寄与する。特に「法人会一花と緑いっぱい運動」の推進を積極的に展開する。

《青年部会》

親会及び部会員加入を推進し、公益性の高い部会活動を積極的に展開する。

《女性部会》

公益性の高い部会活動を充実させ一層の活性化を図る。社会貢献活動として「租税教育の普及」に努力する。

(8) 社会貢献関係

- ① 公益法人として地域社会から一層の信頼を寄せられる団体であると認識し、地域社会貢献活動「花と緑いっぱい運動」を推

進する。

- ② 「税のマンガ」「税のチラシ」等による税の啓発運動を引き続き積極的に実施し、地域社会への法人会活動を周知、アピールする。
- ③ 「租税教育の普及」に注力し、11月の税を考える週間に「公開講座・租税教室」を開催する。春日部税務署管内税務行政協議会の会員団体の協賛を得て行う。

平成20年度収支予算書総括表(案) 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

I 事業活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|-----------------|------------|------------|---------|------------|
| 1.事業活動収入 | | | | |
| 会費収入 | 36,702,428 | 0 | 0 | 36,702,428 |
| 事業収入 | 14,870,000 | 0 | 0 | 14,870,000 |
| 補助金収入 | 9,013,300 | 0 | 0 | 9,013,300 |
| 推進費収入 | 0 | 13,501,300 | 0 | 13,501,300 |
| 雑収入 | 300,000 | 0 | 0 | 300,000 |
| 繰入金収入 | 68,947 | 0 | -68,947 | 0 |
| 【事業活動収入計】 | 60,954,675 | 13,501,300 | -68,947 | 74,387,028 |
| 2.事業活動支出 | | | | |
| 事業費 | 45,863,847 | 9,143,353 | 0 | 55,007,200 |
| 会議費 | 1,758,700 | 451,300 | 0 | 2,210,000 |
| 管理費 | 19,518,500 | 3,731,500 | 0 | 23,250,000 |
| 法人税等引当支出 | 0 | 106,200 | 0 | 106,200 |
| 繰入金支出 | 0 | 68,947 | -68,947 | 0 |
| 【事業活動支出計】 | 67,141,047 | 13,501,300 | -68,947 | 80,573,400 |
| 【事業活動収支差額】 | -6,186,372 | 0 | 0 | -6,186,372 |

II 投資活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|-----------------|---------|----------|--------|---------|
| 1.投資活動収入 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 488,832 | 0 | 0 | 488,832 |
| 【投資活動収入計】 | 488,832 | 0 | 0 | 488,832 |
| 2.投資活動支出 | | | | |
| 特定資産取得支出 | 420,000 | 0 | 0 | 420,000 |
| 固定資産取得支出 | 100,000 | 0 | 0 | 100,000 |
| 【投資活動支出計】 | 520,000 | 0 | 0 | 520,000 |
| 【投資活動収支差額】 | -31,168 | 0 | 0 | -31,168 |

III 財務活動収支の部

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|-----------------|------|----------|--------|----|
| 1.財務活動収入 | | | | |
| 【財務活動収入計】 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2.財務活動支出 | | | | |
| 【財務活動支出計】 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【財務活動収支差額】 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位:円)

| 科目 | 一般会計 | 収益事業特別会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|----------|-------------|----------|--------|-------------|
| IV予備費支出 | 9,253,617 | 0 | 0 | 9,253,617 |
| 当期収支差額 | -15,471,157 | 0 | 0 | -15,471,157 |
| 前期繰越収支差額 | 15,471,157 | 0 | 0 | 15,471,157 |
| 次期繰越収支差額 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第3号議案 役員一部変更に関する件

理事2名が交替しました。

| | | |
|----|--------------|--------------|
| 退任 | 鈴木 邦活氏(杉戸支部) | 舟越 芳朗氏(杉戸支部) |
| 新任 | 渡辺 孝氏(杉戸支部) | 田中 昌夫氏(杉戸支部) |

(新任者の任期は前任者の残任期間平成21年度定期総会まで。)

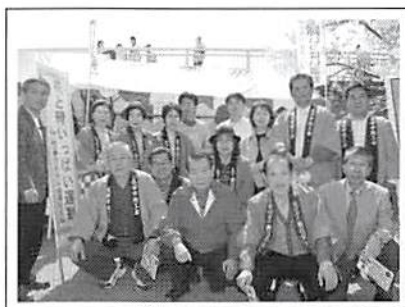
支部だより

幸手支部



一泊研修会 平成20年3月9～10日
於：鬼怒川

蓮田支部



「花と緑いっぱい運動」展開
平成20年4月6日
商工祭さくらまつり
於：元荒川河川敷公園



一泊研修会
平成20年3月2～3日
於：長岡市酒蔵吉乃川園

想うがまま

エジプト友好の旅



岩槻支部
株式会社萩原電機

萩原 良咲

昨年11月元埼玉県知事土屋氏を団長にエジプト友好50年記念8日間の旅に参加した思い出です。一生の内に行ったかった【世界遺産】の一つである成田から直行便で14時間、機内食三回もの遠い国である。

カイロの考古博物館では4000年の人類歴史遺産の数々を目にした。ツタンカーメンの実物の重厚さ美しさに息を飲んで、その場を離れたくない思いだ。カイロに近いギザのピラミッドを目前にした。137mの高さは全容がカメラに収まらない。近くにあるスフィンクスは正面の写真等でよく眼にしているが、顔の

後の胴体の長さが100数mもあり周りは掘がめぐさされている大きさに驚いた。

次の観光地であるナイル川上流のアスワン迄1時間15分飛行機で移動。アスワンダム湖の湖水は海のようにあり、その威容は絶筆に尽くしがたい。エジプトの電力供給、ナイル川沿岸の人々の生活水、農業用水の源であり、ナイルの下流にある都市や東部砂漠地帯の産業発展と生命の泉でもあり、観光(水上レストラン)や水上交通輸送に大きな役割を果たしていることを実感した。

アブ・シンベル神殿は紀元前1280年の壮大な記念物である。ラムセス2世の4体の座像は32mもあり、室内の壁画は美しく彫刻は精巧でただ驚くのみでした。現在の場所はダム建設で水没するため、1964年に210m先から移築されたものです。

ルクソールのハトシェプスト女王葬祭殿は、1997年乱射事件で62名が死亡した所で狭山市の新婚さんも犠牲になった。参加者全員で献花をして冥福を祈った。



レーザー & 精密板金加工全般

経営革新計画「金属加工110番」承認 東産労第163号

(有) 早川工業所

春日部市樋堀85番地

TEL 048(754)6060 FAX(752)0358

●平成21年度税制改正に関するアンケート調査とその結果について●

政府・与党では、「消費税を含む税体系の抜本的改革について、これまで定めてきた累次の方針を踏まえ、早期に実現を図る」としており、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する財源、基礎的財政収支の黒字化、地域間の税収格差等を踏まえて税制の抜本改革が検討される見込みです。また、内外の経済的動向を注視し、必要に応じ機動的、弾力的に対応するとしています。

こうした動きを踏まえて全法連は、2月14日に税制委員会を開催し、平成21年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手しました。埼玉県連では会員の意向を把握するために、今回初めて全会員の皆様を対象にアンケート調査を実施することといたしました。

アンケートの内容は、できる限り簡潔に重要事項に絞って意見を求めるという方針で作成しました。このアンケート調査の結果をもとに、埼玉県連で税制改正の提言をとりまとめ、全法連へ提出。全法連では全国の県連よりアンケート提言をとりまとめ、10月2日全国大会(山口大会)で21年度税制改正に関する提言を採択・アピールし、国会・官庁へ要望活動を展開します。

当春日部法人会でも、地元選出国會議員・管内11市町の首長へ、それぞれ強力に要望する予定です。

アンケート質問と調査結果は下記の通りです。

●アンケート 回収結果●

●回答者の属性

| 主な業種 | 上段：度数 | 合計 | 製造 | 建設・不動産 | 卸売・小売・飲食 | サービス | その他 |
|--------|-------|------|------|--------|----------|------|-----|
| | 下段：% | | | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4442 | 1163 | 1135 | 889 | 812 | 443 | |
| | 100 | 26.2 | 25.6 | 20 | 18.3 | 10 | |
| 春日部合計 | 291 | 69 | 82 | 49 | 53 | 38 | |
| | 100 | 23.7 | 28.2 | 16.8 | 18.2 | 13.1 | |

| 従業員数 | 上段：度数 | 合計 | 4人以下 | 5~19人以下 | 20~99人以下 | 100~299人以下 | 300人以上 |
|--------|-------|------|------|---------|----------|------------|--------|
| | 下段：% | | | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4479 | 1510 | 1731 | 961 | 205 | 72 | |
| | 100 | 33.7 | 38.6 | 21.5 | 4.6 | 1.6 | |
| 春日部合計 | 295 | 95 | 118 | 66 | 12 | 4 | |
| | 100 | 32.2 | 40 | 22.4 | 4.1 | 1.4 | |

●アンケート 調査結果●

①法人税の税率引き下げについて

わが国における法人税の標準の実効税率は39.54%(標準、東京都の場合40.69%)でアメリカ並みとなっておりますが、近年、主要国では税率の引き下げが行われています。法人税の税率引き下げについてどのようにお考えですか。(1つお選びください)

①国際競争力強化の観点から、地方税(法人住民税・事業税)を含めて法人の税負担を下げるべきである ②財政の厳しい現状を踏まえると、現行水準を維持すべきである ③その他

| 上段：度数 | 合計 | (A) | (B) | (C) |
|--------|------|------|------|-----|
| 下段：% | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4469 | 3128 | 1229 | 112 |
| | 100 | 70 | 27.5 | 2.5 |
| 春日部合計 | 293 | 201 | 87 | 5 |
| | 100 | 98.6 | 29.7 | 1.7 |

②納税猶予制度創設について

平成20年度税制改正で事業承継税制について見直しが行われ、中小企業を対象に納税額を80%猶予する「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることになりました。このことについて、どう評価されますか。(1つお選びください)

①抜本的な改正であり、大いに評価する ②概ね評価する ③将来にわたって増税は避けるべきである ④その他

| 上段：度数 | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) |
|--------|------|------|------|------|-----|
| 下段：% | | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4470 | 1518 | 2267 | 599 | 86 |
| | 100 | 34 | 50.7 | 13.4 | 1.9 |
| 春日部合計 | 294 | 99 | 146 | 44 | 5 |
| | 100 | 33.7 | 49.7 | 15 | 1.7 |

③(1)消費税の増税について

財政の現状や増大する社会保障関係費を考慮して、消費税を含む税体系の抜本的改革が検討されています。(1つお選びください)

(1)財源を歳出削減だけで賄うことは困難であり、たとえば消費税の増税による安定的な財源確保が不可欠であるとの指摘があります。このことについて、どのようにお考えですか。

①できるだけ早期に増税による安定的な財源確保を行うべきである ②経済成長による税収増をはかり、当分の間、増税は避けるべきである ③将来にわたって増税は避けるべきである ④その他

| 上段：度数 | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) |
|--------|------|------|------|------|-----|
| 下段：% | | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4470 | 955 | 2386 | 829 | 300 |
| | 100 | 21.4 | 53.4 | 18.5 | 6.7 |
| 春日部合計 | 292 | 62 | 146 | 60 | 24 |
| | 100 | 21.2 | 50 | 20.5 | 8.2 |

(2)仮に消費税の税率引き上げが不可避となった場合、これに関連してどのような点が考慮されるべきですか。以下の項目についてお答えください。(1つお選びください)

イ.消費税の用途について

①使途を限定すると財政の硬直化を招くので、一般財源とする ②消費税を目的税にして、使途を社会保障給付に限定する ③その他

| 上段：度数 | 合計 | (A) | (B) | (C) |
|--------|------|------|------|-----|
| 下段：% | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4453 | 2023 | 2237 | 193 |
| | 100 | 45.4 | 50.2 | 4.3 |
| 春日部合計 | 293 | 148 | 134 | 11 |
| | 100 | 50.5 | 45.7 | 3.8 |

ロ.複数税率について

①税率が二桁になる場合は、食料品等に軽減税率を設ける ②税率が二桁になる場合であっても事務負担等の観点から極力単一税率とする ③その他

| 上段：度数 | 合計 | (A) | (B) | (C) |
|--------|------|------|------|-----|
| 下段：% | | | | |
| 埼玉県連合計 | 4451 | 2646 | 1638 | 167 |
| | 100 | 59.4 | 36.8 | 3.8 |
| 春日部合計 | 291 | 179 | 102 | 10 |
| | 100 | 61.5 | 35.1 | 3.4 |

ハ.インボイス制度について

- ①税率の引き上げ幅にかかわらず導入する ②複数税率になる場合、導入する ③インボイス制度は導入すべきでない ④その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---------------|------|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4296 | 1207 | 1414 | 1406 | 269 |
| | 100 | 28.1 | 32.9 | 32.7 | 6.3 |
| 春日部合計 | 279 | 84 | 91 | 88 | 16 |
| | 100 | 30.1 | 32.6 | 31.5 | 5.7 |

二.国と地方の税配分について

- ①現在の配分(地方5分の1)のままでよい ②地方消費税の割合を高め、地方に手厚くする ③その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) |
|---------------|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4426 | 1010 | 3233 | 183 |
| | 100 | 22.8 | 73 | 4.1 |
| 春日部合計 | 286 | 51 | 228 | 7 |
| | 100 | 17.8 | 79.7 | 2.4 |

④個人所得課税の見直しで何を優先すべきか

税制の抜本改革に当たって、個人の所得課税についても見直しが行われることになっていますが、どのような点を優先して改革すべきですか。(2つお選びください)

- ①所得税の税率構造 ②各種控除の見直し ③少子化対策 ④金融所得課税の一体化 ⑤現行10種類の所得種類の簡素化 ⑥個人住民税の見直し ⑦その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4421 | 1853 | 1788 | 1657 | 640 | 1309 | 1302 | 95 |
| | 100 | 41.9 | 40.4 | 37.5 | 14.5 | 29.6 | 29.5 | 2.1 |
| 春日部合計 | 285 | 120 | 115 | 104 | 36 | 82 | 90 | 7 |
| | 100 | 42.1 | 40.4 | 36.5 | 12.6 | 28.8 | 31.6 | 2.5 |

⑤歳出削減を行うべき分野

2011年度までに基礎的財政収支の黒字化を目指し、歳入・歳入一体改革に取り組むこととされています。今後、歳出削減をこれまで以上に行わなければならない分野はどれだと思いますか。(2つお選びください)

- ①社会保障 ②公共事業 ③文教・科学振興 ④防衛 ⑤地方交付税等 ⑥特別会計、独立行政法人等 ⑦公務員の人員費、定員の削減 ⑧議員の歳費、定数の削減 ⑨その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) | (H) | (I) |
|---------------|------|-----|------|-----|------|-----|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4359 | 385 | 733 | 52 | 547 | 125 | 2155 | 2453 | 2168 | 37 |
| | 100 | 8.8 | 16.8 | 1.2 | 12.5 | 2.9 | 49.4 | 56.3 | 49.7 | 0.8 |
| 春日部合計 | 284 | 21 | 36 | 1 | 34 | 9 | 135 | 173 | 147 | 3 |
| | 100 | 7.4 | 12.7 | 0.4 | 12 | 3.2 | 47.5 | 60.9 | 51.8 | 1.1 |

⑥環境税について

地球温暖化の問題は国際的な政治課題であり、政府は税制上の対応として環境税の導入に向けた議論を進めていますが、いまだその方向性は固まっていません。環境税についてどのようにお考えですか。(1つお選びください)

- ①新たに環境税を導入すべきである ②既存のエネルギー関連税制の見直しで対応すべきである ③新たな削減目標の設定など税制以外の措置を講ずるべきである ④その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---------------|------|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4416 | 781 | 1812 | 1712 | 111 |
| | 100 | 17.7 | 41 | 38.8 | 2.5 |
| 春日部合計 | 287 | 52 | 115 | 112 | 8 |
| | 100 | 18.1 | 40.1 | 39 | 2.8 |

⑦法人会に期待すること【県連独自設問】

法人会に期待することは何ですか、ご意見をお聞かせ下さい。(2つまでお選びください)

- ①よき経営者を目指す団体として、経営に関する事業を増やしていくべきである ②会員の積極的な自己啓発の場として活躍できる事業活動を行うべきである。
③納税知識の向上を図る場として、税に関する研修会や勉強会事業を増やしていくべきである ④企業経営者の集団として社会貢献活動事業にもっと力を入れるべきである ⑤会員の情報交換の場として、交流を深める事業を増やしていくべきである ⑥税制改正に政府・政党への提言方法等を改善し、影響力を強めるべきである ⑦その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | (F) | (G) |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4413 | 1299 | 852 | 1160 | 920 | 896 | 2701 | 137 |
| | 100 | 29.4 | 19.3 | 26.3 | 20.8 | 20.3 | 61.2 | 3.1 |
| 春日部合計 | 284 | 87 | 55 | 72 | 60 | 57 | 169 | 7 |
| | 100 | 30.6 | 19.4 | 25.4 | 21.1 | 20.1 | 59.5 | 2.5 |

⑧全会員アンケート実施について【県連独自設問】

法人会に加入しているメリットの一つは、税制改正に関する意見を法人会を通じて政府に提言できることです。税制改正に関する提言の取りまとめ方について、今回初めて全会員を対象にアンケートを実施しました。この方法についてご意見をお聞かせ下さい。(1つお選びください)

- ①会員の意見が反映されるので続けたほうがよい(全会員約6万社) ②会員の中から抽出して、5千社程度に縮小したほうがよい ③理事と税制委員などの役員(約1,200社)に絞ったほうがよい ④アンケートを実施しても、国の税制に役立っているかわからないのでやめたほうがよい ⑤その他

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) |
|---------------|------|------|------|-----|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4338 | 2563 | 807 | 352 | 503 | 113 |
| | 100 | 59.1 | 18.6 | 8.1 | 11.6 | 2.6 |
| 春日部合計 | 282 | 158 | 57 | 31 | 31 | 5 |
| | 100 | 56 | 20.2 | 11 | 11 | 1.8 |

⑨法人会実施で参加した事業【県連独自設問】

法人会が実施する事業に本人および役員・従業員が参加した事業はありますか。(いくつでもお選びください)

- ①法人決算期別研修会 ②税務研修会 ③新設法人説明会 ④パソコン・簿記講座 ⑤新入社員・マナー研修会 ⑥講演会・セミナー ⑦視察研修会 ⑧情報交流会 ⑨青年・女性部会活動 ⑩ゴルフコンペ ⑪社会貢献活動 ⑫その他 ⑬参加経験なし

| 上段：度数 下段：% | 合計 | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) |
|---------------|------|------|------|-----|------|-----|
| 埼玉県連合計 | 4389 | 1150 | 1469 | 197 | 607 | 236 |
| | 100 | 26.2 | 33.5 | 4.5 | 13.8 | 5.4 |
| 春日部合計 | 284 | 83 | 100 | 9 | 25 | 14 |
| | 100 | 29.2 | 35.2 | 3.2 | 8.8 | 4.9 |

| (F) | (G) | (H) | (I) | (J) | (K) | (L) | (M) |
|------|------|-----|------|------|------|-----|------|
| 1656 | 652 | 404 | 413 | 417 | 421 | 80 | 1531 |
| 37.7 | 14.9 | 9.2 | 9.4 | 9.5 | 9.6 | 1.8 | 34.9 |
| 121 | 46 | 26 | 43 | 32 | 50 | 7 | 95 |
| 42.6 | 16.2 | 9.2 | 15.1 | 11.3 | 17.6 | 2.5 | 33.5 |

《厚生委員会だより》

I 大同生命保険株式会社

埼玉支社 春日部営業所 TEL.048-734-3371 FAX.048-739-1156

経営者には2つの保障

経営者に必要な保障01

企業防衛資金

運転資金

借入金返済資金

納税準備資金

経営者に必要な保障02

遺族生活資金

役員退職金

功労加算金

弔慰金

経営者に万一の事があった場合、会社として準備しておくべき保障額はいくらなのか。

企業経営上非常に大切なことですが、ご自身で考えられたことはございますか。

自社のリスク量を算定してみませんか!!

※標準保障額の算定については、担当者へお申し付けください。

II AIU保険会社

さいたまISオフィス TEL.048-650-7670 FAX.048-648-5844

「政府労災があるから」と安心していませんか？ それだけでは補償が足りない場合があります！

政府労災保険ではカバーされない範囲をしっかりと補償！「ハイパー任意労災」が貴社の経営と働く人を守ります。

ハイパー
任意労災の
特長

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払いします。
- ② 保険金をご契約者である企業様へお支払い。
- ③ 証券1枚で下請け作業員・1人親方・派遣社員などすべての働く方が補償の対象になります。
- ④ 定額+労災賠償のダブル補償です。
- ⑤ 人数を問わない契約方式で、人員の増減があっても自動的に補償を開始します。
- ⑥ 法人会制度として割安な掛け金です。

弊社の制度推進員をよろしくお願ひいたします。

III アメリカンファミリー生命保険会社

越谷支社 TEL.048-985-6264 FAX.048-985-6284
埼玉支社 TEL.048-645-0861 FAX.048-645-1380

がんの罹患の現状と将来

ガンの罹患者数とは1年間に新たにかんにかかる人の数を意味します。2001年でがん罹患者数は約57万人と推計されていますが、これは20年前と比べると約2.2倍ともなっています。今後も罹患者数は増加すると予測されており、2020年には約84万人にまでになると推計されています。これは2001年の約1.5倍に相当します。今は国民の2人に1人ががんに罹る時代といわれてい

ますが、将来的には国民の3人に2人ががんに罹る時代が来るとも言われています。がんは年齢に関係なく、誰もが罹るリスクを抱えており、さらに高齢になるほど罹患する確立が高くなる病気です。しかし、罹患率の増加は単純に高齢化の影響であるとはいえません。年齢調査罹患率という指標を用いると、純粋ながんのかかりやすさがわかるのですが、人口の高齢化を差し引いてもがんの罹患率が増加しています。つまり日本では純粋にがんにかかる確立が高くなっているのです。

◎ご寄稿ありがとうございました。

瀧澤・染谷・佐野・白石・関永・佐藤・早川・矢作・齋藤・関山・遠藤・坂田・渡辺・松岡